

長野県観光協力会 会則

第一章 総則

- 第一条 本会は長野県協力会と称する
第二条 本会事務所は会長事務所に置く
第三条 本会は会員施設への誘客宣伝等を推進するとともに会員相互の親睦を図りあわせて長野県の観光事業の発展に寄与することを目的とする。

第二章 事業

- 第四条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 観光客の誘客等に関すること。
(2) 会員の研修及び親睦にかんすること。
(3) その他観光振興に必要なこと。

第三章 会員

- 第五条 長野県内の宿泊、観光施設、交通機関、協会、報道機関とする。
第六条 本会に入会を希望する場合、所定の申込書にご記入いただき、役員会の承認を得る。
第七条 会員は以下の会費を納入しなければならない
東京会員 15,000円 現地会員 10,000円
本会の会費は年度制とし、年1回徴収するものとする。
第八条 年度の途中で加入したときは月割で納入するものとする。
但し拾円のは数は切捨てとする。
年度の途中で脱会した場合は既納の会費は返納しないものとする。
第九条 会員が脱会しようとするときは、脱会届を会長に提出することとする。

第四章 役員

- 第十条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名 (2) 副会長若干名(内会計1名)
(3) 会計監査1名
第十一条 役員は総会において会員の中から選出する。
第十二条 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。また補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
第十三条 役員の仕事は次の通り。
(1) 会長は本会を代表し会務を総理する。
(2) 副会長は会長を補佐し会長事故ある時は職務を代行する。
第十四条 本会に参与並びに顧問を置くことが出来る。
(1) 参与は銀座NAGANOの所長の職にあるもの及び会の貢献者として適するものに委託する。
(2) 顧問は旅行新聞新社の社長の職にある者とする。

第五章 会議

- 第十五条 会議は総会、例会及び役員会とする。
2. 何れの会も会長がこれを招集し、その議長となる
第十六条 総会は年に1回これを開き、会務及び予算、決算の報告をし、その承認を得る。但し必要のある時は臨時に開くことができる
2. 構成者の過半数の出席(委任状によるものも含む)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。
第十七条 例会は原則として年4回以上開催し誘客、宣伝、情報交換並びに「課題研究」「地域宣伝対策」を行う
第十八条 役員会は必要に応じて開く。

第六章 会計

- 第十九条 本会の経費は会費及びその他の収入でまかなう。
第三章の会員に記載された通りとする。
第二十条 本会の経常費の運営は、すべて会長がこれにあたる
第二十一条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第七章 その他

- 第二十二条 本会の会則変更は総会の議決を経て行う。
第二十三条 その他会則に定めのない事項については役員会に於いて決定する。

昭和52年6月施行
昭和55年4月施行
昭和56年4月施行
昭和61年6月改訂
平成07年7月改訂
平成27年1月改訂

